

商品概要説明書

子育て支援定期積金「すくすく」（定額式）

(2024年6月3日現在)

1. 商品名	○子育て支援定期積金「すくすく」（定額式） ※定額式とは、定期的に一定額を払込する定期積金です。
2. 販売対象	○「しづおか子育て優待カード」、「しづおか子育て優待カードアプリ」又は「他都道府県の子育て支援パスポート事業」の対象者となる18歳未満のお子様がいる保護者の方。 名義はお子様・保護者の方どちらでも契約できます。
3. 期間	○2年以上5年以内で50万円以上の契約額とします。 ※払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べます。
4. 預入方法 (1) 払込方法	○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ○掛け周期は1、2、3、6か月のいずれかとします。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、約定掛け日に掛け金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛け金の単位で掛け金を行います。
(2) 払込金額 (3) 払込単位	○1回あたり1,000円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○約定の回数の掛け金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
6. 利息 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○契約時の店頭表示利回りに0.05%を上乗せし、満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛け金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利はホームページに表示しています。
7. 手数料	――
8. 付加できる特約事項	○総合口座の担保に組入れできません。 (貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに年0.7%を上乗せした利率) ○普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛け金残高相当額とともに支払います。 ○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。
10. 貯金保険制度（公的制度）	○保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または苦情等受付窓口（電話：0

決措置の内容	<p>55-957-8028)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ○定期積金証書での取扱となります。 ○「しづおか子育て優待カード」・健康保険証等により年齢の確認をさせていただきます。 ○当JAで初めてお取引される方は本人確認が必要となりますので、次の本人確認書類のいずれかをお持ちください。(運転免許証、パスポート、健康保険証等) ○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ○掛け金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ○自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行いません。(なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。) ○自動振替による払込は原則本人としますが、お子様名義の定期積金でやむを得ない場合のみ親権者の普通貯金から振替ます。この場合、ご本人様以外の方が掛け金を払込むため、給付契約額が贈与税の贈与財産の対象となり、他の贈与財産と合算され贈与税がかかる場合があります。 ○増額月を設定した場合、増額月の払込日を過ぎた日を設定することはできません。 ○お取扱期間は、令和6年6月3日～令和7年3月31日となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aふじ伊豆